

岩手県告示第788号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成28年岩手県告示第461号）で公示した公共測量を終了した旨花巻市長から次のとおり通知があった。

平成28年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市
- 2 実施した期間 平成28年4月14日から同年9月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真撮影及びデジタルオルソ作成）